【髙田事務官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回消防団員の処遇 等に関する検討会を開会いたします。

本日は、御公務のため、太田委員と花田委員が御欠席となります。太田委員の代理といた しまして、竹内東伊豆町防災課長兼防災監に御出席いただいております。皆様、お忙しいと ころ御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は室崎座長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いします。

【室崎座長】 皆さん、こんにちは。座長の室崎です。今回もよろしくお願いいたします。 さっそく議事に入らせていただきたいと思っておりますけれども、今までと同様に、議事の1から3までの内容を事務局から御説明いただいた後、委員の皆さんに自由に御議論いただくという形にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明を資料1から3までよろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】 消防庁地域防災室の鈴木でございます。それでは、私のほうから本日の資料につきまして、御説明させていただきます。資料1から3まで資料を御用意しておりますので、順に御説明をさせていただければと思います。

まず、資料1につきましては、前回の議事概要でございます。こちらも先生方にあらかじめ確認いただいたものにつきまして、改めてまとめたものでございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

それでは、資料2のほうに移らせていただきます。「消防団を取り巻く社会環境の変化」と書かれたペーパーをお願いいたします。今回の資料は、前回、第5回検討会で出させていただいた事務局の資料、これに委員の先生方から多々御意見をいただきましたので、それを踏まえまして、資料を再構成したような構造となっておりますので、今回主に加筆等した点につきまして、中心的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、こちら資料2といたしましては、1ページ目でございます。これは繰り返しでございますが、消防団を取り巻く社会環境、災害の多発化・激甚化、人口減少、若者の意識の変

化など、めまぐるしく変化をしております。

そして、3つ目のパラです。第5回検討会におきまして、個別の論点の前提として、社会環境の変化が消防団に与える影響について御議論いただきました。その議論をまとめると、おおむね次のページのように示されるのではないかということで、2ページをお願いいたします。

消防団を取り巻く社会環境の変化で、今申し上げました、人口減少、若者の意識の変化、 災害の多発化・激甚化等。ここから一旦、下に目を飛ばしていただきまして、こちらは社会 環境のこうした変化が消防団へ与える影響として、今回3つ大きくまとめさせていただき ました。

1つ目が若年層の入団者数の減。そして、2つ目が消防団活動の多様化。これは括弧書きで、多様な個性を有する住民の参画の必要性。また、次、3つ目が消防団に対するイメージの定着というこういった消防団の環境の変化、社会環境の変化が消防団へ与える影響として、この3つがあると考えております。こちらについては、後ほど、この資料にて説明させていただいて、一旦、右上を見ていただきまして、こういった社会環境の変化を踏まえて、では、消防団はどのような形で変革していく必要があるのか。それについては資料3でまた後ほど御説明させていただきますが、この資料で言うと右上のところ。特に、報酬等の処遇の改善というのも、この社会環境の変化に合わせて見直した、中間報告まで御議論いただいたテーマです。これも含めて、我々の検討会の中の範疇に入ってきているといった構成で、このペーパー、見取図という形で示させていただきました。

では、次のページからお願いいたします。若年層の入団者数の減少でございますが、これにつきましては、繰り返しでございます。若年層の入団が減っているのが喫緊の課題ということで、一番下のパラグラフ。団員数に確保に当たっては、時代に即して、消防団を若年層が参加しやすいものに変革していく必要があるということを改めて示させていただいたものでございます。

次のページ、お願いいたします。こちらもほとんど繰り返しでございますが、一番上のパラグラフでございますが、様々な地域が存在し、さらに災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割もおのずと多様化してきている。そして、2つ目のところが、前回の第5回のところで多くの先生方から消防団以外の主体、常備消防であるとか警察、また、自主防災組織等、こういったところとの役割分担をしっかりしないといけない。そして、一番下のパラグラフですが、その前提として、まずは、改めて消防団の存在意義ですとか役割、

こういったものをほかの主体との違いを踏まえて、今後の消防団の在り方や運営を考える 必要があるということで御意見をいただきました。なので、また資料3のところで、消防団 の存在意義・役割といったものについて資料を今回追加しておりますので、後ほど御説明さ せていただければと思います。

次のページは、先生方に第5回の検討会での御意見いただいたものをまとめております ので、説明は省略させていただきます。

次ページをお願いいたします。こちらは消防団に対するイメージの定着ということで、こちらも一番上のパラグラフですが、消防団の存在意義の重要性にかかわらず、負担感や厳しさといったような消防団に対するネガティブなイメージが定着している。そうしたイメージが若者の価値観に合わないので、消防団の加入意欲の低下につながっている。なので、社会環境の変化に合わせた消防団となるために、イメージをポジティブなものに変えられるように、広報の在り方を見直していく必要があるというふうに書かせていただきまして、これもまた広報のところで、資料3で詳しくは御説明をさせていただきたいと思います。

すみません。駆け足でしたが、資料2はこういった総論的な、背景的な事情の御説明をさせていただきまして、では、具体的に消防団の在り方の見直し・検討につきましては、資料3のほうで御説明をさせていただきます。

1ページは飛ばしていただきまして、2ページの見取り図を御覧いただければと思います。こちらは、今まで資料2で御説明したのが一番左側になります。論点の前提というところで、先ほど申し上げた、若者の入団者数の減や広報のイメージの定着、こういったものから派生して、大論点、そして小論点と、このような形で分かれていくのかなというふうに考えております。

下の2つは、IIIとIVで示させていただいたものにつきましては、前回、第5回検討会でお示しした樹形図とほとんど変わっておりません。今回追加したのが、改めて、Iと書かせていただいた、報酬等の処遇改善。これは中間報告書で記載がありますので、この検討会後半戦では扱いません。そして、IIの消防団の存在意義・役割の再整理。こちらが、前回の御議論を踏まえまして、今回、改めて事務局で整理した資料になりますので、次のページから御説明をさせていただきたいと思います。

では、ページをめくっていただきまして、4ページをお願いいたします。消防団の存在意義・役割は、1つ目のパラグラフからでございます。社会環境の変化に対応した消防団に関する議論の前提として、まずは、改めて消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。消

防団の存在意義として、従来から主に以下の点が挙げられております。1つ目が地域密着力、 要員動員力、即時対応力という3つの特性を有する地域防災力の中核。こちらはこのペーパーの右下のほうに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第3条を引用しておりますが、ここの下線のところにも言及があるとおり、従来より消防団の特性として言われているもの、また、法律の中でも記載があるものを書かせていただいております。

2つ目のパラの2つ目のポツです。常備消防とともに公助を担いつつ、地域における共助の一翼を担う存在。こちらにつきましては、左下の図を、これは消防庁のほうでよく使っている図ではございますが、常備消防が上のピラミッドの一番上になりますが、全体726本部、約16.7万人。また、自助、一番下の黄色く塗ってあるところ、自主防災組織というのは、主に自助や共助を担う存在でございますが、全国で16万9,205組織の約4,513万人をカバーしているもの。その間に立っているものが消防団でございまして、全国2,199団、約81.8万人。うち女性消防団員が約2.7万人と書かせていただいておりますので、常備消防とともに公助を担いつつ、地域における共助の一翼を担う存在として、地域防災の要という役割を果たしているのが消防団だということを改めてお示しさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。上から順番に行きます。社会環境が変化していく中でも、 このような消防団の存在意義は不変であり、むしろ大きくなっていると我々も考えており ます。ですので、引き続き、消防団という存在は継承されていかなくてはならないものであ ります。

2つ目でございます。また、消防団は地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である自主防災組織などと共通する点がございますが、それらの組織等が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防組織法において、「市町村の消防については市町村長が管理する」、また、2つ目のポツ、「消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する」と規定されるなど、消防機関の1つであって、指揮命令系統がはっきりしている。そうした特徴と意義があるのが消防団だというふうに思っております。

条文は飛ばしていただきまして、一番下ですけれども、なので、このように、消防団はいかなる災害に対しても組織的に活動できるという特性を生かしながら、常備消防、自主防災組織等と適切に連携し、活動すべき存在であるというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。その一方でなんですが、消防組織法上、消防に関する責

任は市町村に帰属することとされていることから、多発化・激甚化する各種の災害に対し、 消防団が常備消防や自主防災組織等と連携しつつ、具体的にどのような役割を果たすべき かについては、各地域の実情に応じて、各市町村で十分に検討をいただく必要があると考え ております。なので、国や都道府県といいますのは、各市町村の検討に資するよう、各地域 における多様な消防団活動について情報収集、情報提供をしっかり行うべきではないか。

ここで、1つ兵庫県の例を出させていただきましたが、令和2年3月に「災害時における住民避難行動における検討会」というのを兵庫県のほうで開催いただきまして、次のページに南あわじ市さんの事例として、南あわじ市さんは、ある地域、1つの地区ではございますけれども、そこの地区に関して、住民の方が土砂崩れを発見したら、すぐに市に通報があった。そうしたら、市のほうが消防団を現地に派遣しまして、現地確認。そして、そのまま全16世帯を避難誘導いただいたので、無事、その地域の住民の方が避難所に避難することができたということで、市の防災体制の中で消防団が積極的に役割を果たしたものということですので、先ほどのペーパーの趣旨でございますが、このように、その町全体、市全体の中で消防団の役割に一体どのようなものを持たせるのか。こういったものについて市町村の中で御議論いただく必要があるといったことを書かせていただいたのが先ほどのペーパーでございます。

次のページは、また第5回の検討会での御意見でございますので、説明は省略をさせてい ただきます。

以上で消防団の存在意義と役割について御説明させていただきました。

ここから先につきましては、前回、事務局が示した資料につきまして、いただいた御意見 を元に主に肉づけをさせていただいたものでございます。

おめくりいただいて、10ページをお願いいたします。5ページに記述したとおり、消防団は消防組織法に基づく消防機関の1つであり、指揮命令系統がはっきりしているという特徴を有しています。しかしながら、その特徴によりまして、規律や上下関係が過度に重視される傾向があり、消防機関としての公的な活動が過度に長時間にわたる、また、公的ではない、一部の地域行事や懇親会など、こういったものについても、参加が強く求められるなど、こういった消防団員の過重な負担につながる現象が発生する。そして、このことが、様々な住民が消防団活動に参画することの障壁となっているといった声があるというふうに我々も捉えております。

次のページをお願いいたします。

なので、若年層が参加しやすい消防団へ意識変革を促していくためには、若い団員や下の階級の団員の意見を反映するような仕組みを団員運営に取り入れることが必要です。例えば、第5回検討会で紹介したように、市町村の消防団担当部局が団員や地域住民からアンケートを取るという手法が有効と考えられますが、ほかに団運営を見直すやり方がある、そういった手法があるということで、もし御意見あれば今日いただければ幸いだと考えております。

3つ目のパラグラフですが、また、消防団の意識変革に当たっては、消防団任せではなくて、管理者としての市町村の消防団担当部局が主体性を持つとともに、大項目2での、先ほど申し上げた消防団の存在意義、町の中における存在意義を踏まえまして、各市町村で定めた役割が充分果たされるような団運営となるよう積極的に取り組んでいくべきではないか。さらに、団員の負担軽減の観点から、公的の部分じゃない部分、一部の地域活動については、これは消防団の活動とはしません。例えば、お祭り等の地域行事の警備については、地域の実情に応じて、例えば、警備会社へ委託するなど、何でも消防団頼りになってしまって、消防団の負担が多くなっているという声もありますので、本当にそれは消防団の本来の業務なのか、そういったことも含めて、地域の在り方の中で見直していただきたいというふうに考えてはどうかということで、資料を構成させていただきました。

ちなみに、その負担に関しては、消防団の年間活動のイメージ、あくまでイメージという ことで、個別の団・分団ごとで全く異なることではございますが、一例としてお示しさせて いただいたものです。

「月ごとの行事」というところを御覧いただければと思いますが、4月に団長交代式や辞令交付式等の行事が始まりまして、6月に市の操法大会、7月に県の操法大会があって、少し飛んで、10月ぐらいに全国操法大会がある年がございます。間に夏休みのイベントでの特別警備だったり、夏祭りだったり、また、秋のほうでもお祭りがあったり、年末年始も特別警備があったり、そして、1月になったら今度、出初式があったり、文化財の防火訓練があったり、また、署と団の連携訓練があったり、野焼き警戒もあります。

こういった形で幅広く年間を通していろいろな行事がありますけれども、このような中で本当に消防団がやるべきことは何なのかということを見直すきっかけになるといいのかなというふうに考えております。

また、右側のほうでございます。行事だけではなくて、訓練とか夜警というのがありまして、操法訓練は、これも団とか分団によって全く異なることはあるとは思いますけれども、

例えば、3月ぐらいから市の操法大会、6月に向けて週4日程度練習を重ねまして、一番長い団、全国大会まで行ける団ですと、点線にしてあるのは一部の団が全国大会に行くという趣旨なんですけれども、そうすると、10月ぐらいまでずっと訓練が続いているというようなケースがございます。あとは、夜警が月2回、資機材点検も月1回程度あったりということで、これだけの負担があるということはなかなか過剰だろうという御意見もありますので、在り方について本日御議論いただくきっかけにこの資料も使っていただければと思い、作成をいたしました。

次のページをお願いいたします。こちらは第5回の関連意見ということなので、御説明は 省略させていただきます。

続いて、14ページから訓練の在り方の検討・見直しについて資料を作ったものでございます。

15ページをお願いいたします。現在、多くの消防団の訓練の中心が操法大会に向けた訓練となっております。2つ目のパラグラフですが、操法は、繰り返し消防庁でも言っておりますが、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものだというふうに認識をしておりますし、同じような御意見は先生方からも前回いただいたものと承知をしております。

しかし、操法大会に参加するためだけに、火災現場の実情に合わないような訓練を過度に実施する消防団も少なくなく、このことが消防団員の負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっていると指摘されておりまして、具体的には1つ目のポツですが、ポンプ車のドアを一斉に閉めるとか、集合時に全隊員のかかとをそろえる等、団員同士の動作を過度に合わせること。2つ目、計測タイムの短縮だけを、コンマ何秒という世界を過度に追求する。そういった訓練が多くあるとか、あとは、1番員なら1番員だけ、2番員なら2番員だけと、限られた役割のみを過度に反復すること。また、4つ目ですが、選手として操法大会に参加しない団員は、見取り訓練ですとか補助業務といったもののみの実施になってしまっている。こういった指摘が挙げられておりますので、こういったことは考えていかなければいけないことかなというふうに考えております。

一番下でございますが、そのため、操法の訓練を実施するに当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を改めて各消防団・分団に周知徹底するとともに、過度に操法大会を意識した訓練については、これを見直し、大会に出場したい人だけが参加するなど適正化を図ることが重要ではないかということで書かせていただいております。

次のページでございますが、また、近年の災害の多様化を踏まえますと、風水害や地震や 豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練を優先的に行うほうが地域防災力を高める観点から適切であるという地域も存在すると考えられます。そうした地域につきましては、操法の 訓練にこだわるのではなく、先ほどの市町村における消防団の役割や存在意義の議論を踏まえまして、各市町村で定めた消防団の役割を十分果たすために、前回の検討会で御紹介した訓練の事例も参考にしながら、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の導入について、積極的な検討を各市町村や消防団を促してはどうかと考えております。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等につきましては、引き続き、国から も情報提供を行っていくことが望ましいのではないかと書かせていただいております。

次のページでございますが、こちらも負担の話でございます。既存の操法訓練に加えまして、こういった訓練を新たに開始すると、訓練が過剰になってしまうということで、本末転倒になってしまいますので、2つ目の丸ですが、そのため、訓練の総量につきましては、団員の負担を考え、過剰なものとならないよう配慮すべき。このことも本検討会で言及できればというふうに考えております。

下のほうは関連意見ですので、また、御参考になっていただければと思います。

次のページまで関連意見が続きますので、次、19ページまで飛んでいただきまして、ここからは「操法大会の在り方の検討」と書かせていただきました。おめくりください。20ページでございます。

1つ目の丸ですが、操法は、先ほど申しましたとおり、消火活動の基礎を身につけるための訓練であり、その技術力の高さを競い、ひいては、消防団全体の技術の向上を図ることが本来の操法大会の趣旨でございまして、こちらは昭和30年に国が発出した通知におきまして、操法大会の目的や留意点について記述がされております。

次のページから2ページにわたってお付けしましたので、一旦そちらを御覧いただいてもよろしいでしょうか。こちらが通知本体をそのままパワーポイントの形に落とし込んだものでございますが、タイトルが「消防操法大会等の運営について」ということで、下線のところでございます。少し古い言葉が使われているところもありますけれども、下線のところですが、「団体規律行動の適切と消防技術の向上」のため、こういったことを「一層の向上を図る一方法として、適時適所に消防操法大会等を開催し」ということで、繰り返し申し上げておりますが、団体的規律行動ですとか消防技術の向上、こういった趣旨、目的を、さらに技術の向上を図る方法としてできたものが操法大会だということでございます。

ちょっと飛ばしまして、「記」と書かれたところの1のところです。「消防操法大会等の真 意義を理解し、特に出場隊は、徒らに勝敗に拘泥しないこと」というタイトルがつけられて おりまして、下線のところでございますが、「消防操法大会等の開催は」、「団体行動はもと より消防技術の完璧を期するにある」。したがって、いたずらに出場隊は、勝敗にこだわっ て、開催の目的に背いて、物議をかもすようなことがないよう、平素における指導の適切を 望むものというようなことは、言及がございました。

2番は、審査員の資質の錬磨と審査の技術の向上。こういったことに留意してくださいということであったり、また、ページをおめくりいただきまして、22ページの3番でございますが、「操法の内容がマンネリズムに堕さないこと」。4番ですが、「出場隊の選抜或いは大会運営等に多額の経費を支出しないように自粛すること」。

こういったことを記載した通知が出ておりますので、また20ページまで戻っていただきまして、一番下のパラグラフになりますけれども、こうした操法大会の意義等につきましては、昭和30年の通知から70年ぐらい経過しておりますが、まだなお、現代的な意義を有しているというふうに考えておりますし、当該通知の趣旨を踏まえていない大会運営がなされている事例も指摘されていることから、各地方公共団体に対して国から改めて周知徹底することとしてはどうかということで書かせていただきました。

では、先ほどの国の通知を飛ばしていただきまして、23ページをお願いいたします。これまで記述してきたような本来の趣旨に沿った操法大会とするため、全国消防操法大会は日本消防協会と消防庁において、また、都道府県や市町村の操法大会は各主催者において適切な在り方を検討すべきではないかと考えております。大会の内容につきましては、次の点を踏まえながらその在り方を検討してはどうかということで、任意参加であるとか、安全な動きですとか、形式的な動きを審査基準としないこと等、列挙させていただきました。

3つ目の丸です。実際に前回の検討会で御紹介いただいた京都市さんの事例、また、東京都でも、確認をいたしましたら、基準タイムより短時間で操法を行っても加点をしないといった独自の取組もございましたので、一番下ですが、このような操法大会に関して工夫している事例というのもありましたので、こういったことも国から情報提供してはどうかということを記述させていただいております。

24ページ、25ページと操法大会に関する御意見を幅広くいただきましたもので、こちらも御紹介させていただいております。また、時間があるときに御覧いただければと思います。

26ページからは、今度は、「幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境」ということで、こちらにつきましても、肉付けした部分のみ御説明させていただきます。27ページをお願いいたします。こちらはまず総論的なところですが、被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層ということで、3つ目の丸で、例えば、多用な住民を受け入れるためには、各団員の得意分野を生かせる機能別団員や機能別消防団の創設が有効であることから、積極的に推進していくべきと書かせていただいた上で、その下に、機能別団員、消防団の例を幾つか書かせていただきました。もう皆様は御案内のことかなと思いますが、念のため、御参考にいただければと思っております。

次のページをお願いいたします。被用者の入団促進でございますが、被用者につきまして、 上から2つ目のところです。消防団協力事業所制度は有効だと考えられますので、これのさらなる活用を検討するべき。また、「さらに」のところですが、幾つかの自治体さんのほうで協力事業者に対する減税措置等を設けていただいておりますので、こういったことについて検討いただくことを改めて消防庁から促してはどうかと書かせていただきました。

また、4つ目のパラグラフは、市町村域を超えて通勤する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は市町村だけでは限界がありますので、最後のパラグラフですが、都道府県のほうで商工団体さんに対する働きかけなどをぜひ主体的に関与いただきたいというふうに書かせていただいております。

次のページをお願いいたします。女性に関しまして、これは1つ目のパラでございますが、現在、全体の人数の3.3%、女性消防団員がいない消防団というのが全体の中でもまだ548団体、約4分の1が女性のいらっしゃらない消防団ということでございますので、現在、女性団員がいない消防団は速やかに加入を進めるべきと書かせていただいて、具体的には、さらなる環境整備ですとか、また、4つ目の丸でございますが、若年層だけではなくて、女性団員の声も聞きながら、多様な意見を吸い上げて団運営に生かしていってはどうか。5つ目のパラグラフは、国において女性団員の活躍の好事例を収集して、市町村に情報提供してはどうかという流れで書かせていただいております。

次のページでございますが、前回、重川委員のほうから、女性もいろいろな女性がいらっしゃって、男女平等という意識が育っているということで、個人の特性を生かすことが重要だという御意見もいただきました。内部で、事務局のほうでも検討いたしましたが、ただ、女性もまだ3.3%と圧倒的に男性が多いような消防団の性別の構成になっておりますので、まずは女性消防団員の加入促進に取り組んで、女性の量を増やした上で、将来的には、

ジェンダーに関係なく団員個人が個性を発揮できるような消防団、そういった形になっていくことが望ましいのではないかというふうに書かせていただいたので、まずは女性に入っていただく。最終的には、性別関係なく、個性に応じた消防団、そういったふうに変革が進んでいくことを期待したいという形で資料を作らせていただいております。

次のページから、学生でございます。学生につきましても、学生消防団員認証制度が有効だという御意見をいただきましたので、これの導入を引き続き働きかけていきたいということで書いておりまして、次のページは、高校生でございます。高校生についても、御意見をいろいろいただきました。未来の消防団を担う層として、早い段階で消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要ですので、2つ目のパラグラフですが、機能別分団の創設、また、消防団に入らなくても、少年消防クラブといったようなものもありますので、こちらの両方でぜひ在学中の高校生についてもアプローチをすべきだというふうに書かせていただいております。3つ目のパラグラフは高校生というと都道府県が主体となっておりますので、また、都道府県教育委員会さんの御協力もいただきながら、意識啓発等を進めていただきたいというふうに書かせていただいております。

次、33ページでございます。少年消防クラブのほうですと、青森県がかなり高校生の数が多い地域でございまして、こちらは対象年齢の引上げを消防庁から要請したこと、また、地元議会のほうでも地域防災力向上のための次世代の人材育成の必要性が訴えられたことがありまして、このことで県のほうから高校に働きかけを行って、クラブが結成されたというような事例もありますので、こういった取組もありますということを改めて消防庁から各都道府県に対して働きかけるべきではないかと考えております。また、文部科学省のほうも防災部局との連携を推奨しておりますので、消防庁のほうも文科省ときちんと協議の上、国のほうからも働きかけを行うべきではないかと書かせていただいております。

次のページは、前回の検討会の中で、太田委員の代理の竹内課長から御指摘があったかと思っておりますが、名称が、少年消防クラブというのがちょっと時代と合わないのではないかという御意見をいただきましたけれども、こちらは法律に少年消防クラブというのが、この下の真ん中のところの四角に書かせていただきましたが、先ほどの同じ法律ですが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、こちらのほうで法律用語として少年消防クラブといったようなものを位置づけているんですけれども、上のほうに戻っていただきまして、名称なので、法律用語ではございますが、当然、男児に限ったものではございません。少年法と同じような位置づけだと思っていただければと思いますが、法令上、少

年という文言を使用しても、あくまでこれは法令上の用語ですので、地域の実情に応じて名 称を変更しても差し支えないといった旨を今回改めて周知して、誤解されることのないよ うにしてはどうかというような御意見を書かせていただきました。

次のページから、また、学生に関する御意見、前回いただいたものをまとめておりますので、ここは御説明を省略させていただきます。

最後は広報でございますが、こちらは前回もいろいろと御意見いただきましたものをまとめております。37ページでございますが、これまでの消防団に関する広報で認知は進んできております。既存の媒体を使いまして、幅広く広報を行うべきで、その際には、より住民の心に届く実際の消防団員の声や活動の様子、こういったものを写真や動画で掲載するなど、消防団のやりがいが分かるようなものとすべきだというふうに書かせていただきました。また、報酬等の処遇があるんだよといったことも消防団への加入のインセンティブとなるので、積極的に広報をしていってはどうかという御意見もありました。あとは、加入促進のためにも、いつでも入力可能なオンラインフォームなど、こういったものの整備もぜひ市町村でやっていただけると、より入りやすくなるのかなということで書かせていただいております。

次のページをお願いいたします。SNSが若者で使われておりますので、SNSの積極的な活用を検討すべきです。ただ、SNSは双方向のコミュニケーションツールですので、団活動の実態が伴わないと逆効果となる恐れがありますので、3つ目のパラグラフですが、広報活動の前提として、消防団自身の在り方を時代に即したものとすべきであることを本検討会として明確に打ち出すべきではないかというふうに書かせていただきました。

39ページ、また御意見いろいろいただいたものを御紹介しております。40ページもそうです。最後は、イメージアップを41ページから始めまして、42ページでございます。こちらも2つのパラグラフに集約されるのかなと思っておりますが、消防団の円滑な活動のためには、時代に即した消防団自身の在り方の変化だけではなく、社会における消防団の地位の向上、すなわち、消防団のイメージアップが肝要です。これまでの消防団から時代にあった消防団へと変わったということをアピールして、消防団のイメージの向上を図っていく広報も充実させることとしてはどうかということで、なかなか特効薬がない世界ではございますが、やはり時代にあった消防団に変わったといったことをアピールしながら、消防団のイメージアップ、そして、社会全体で応援していこうという雰囲気づくり、こういったのを引き続きやっていくべきだというふうに広報の在り方を締めくくらせていただい

ております。

資料は以上でございます。また、こちらをたたき台にして、本日も御意見を頂戴できれば と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告を踏まえて、御議論、質疑応答していただければと思うので、 今までと同様にどなたからでも結構ですので、御発言よろしくお願いいたします。いかがで しょうか。

【荻澤委員】 消防庁の荻澤です。

【室﨑座長】 荻澤さん、どうぞよろしくお願いします。

【荻澤委員】 今ほどの事務局説明、補足させていただきます。

最初に、論点概略図をお示ししたところでございますけれども、前回の意見を踏まえまして、消防団の存在意義というのを改めて再整理してはどうかということで、お示しをさせていただいております。災害が昨今頻発しておりますので、重要性はますます大きくなっている。その点は皆様異論のないところだというふうに思います。

その次以降なんですけれども、いろいろ「在り方の見直し」という表現が出てまいります。 現場で努力されておられる団の幹部の皆様、団員勧誘・確保に御尽力されている皆様、それ ぞれ本当に現場では懸命な努力がなされているものというふうに思います。

一方で、前回も示しましたけれども、日本全体、高齢化していて、若者が減っている。これは厳然たる事実でございまして、例えば、消防団の団員構成を見ましても、平成の初め、30年前でございますけれども、20代、30代で7割を占めておりました。それが現在、4割まで落ち込んでいまして、40代以上が半数以上を占めるという、これは日本全体の縮図なのかもしれません。従来はコミュニティーのつながりで若者の参加を促してまいりましたけれども、そういうことはなかなか難しくなっている。こういう環境の変化も厳然としてあるということを踏まえて、どうしたらいろいろな参加、幅広い参加を得て、女性もそうですし、学生もそうです。そういう方の参画をできるだけ得て、消防団、大事なものの活動の広がり、どうやっていくかという点で、皆様のこれまでの御意見等を踏まえて、御提示させていただいたものでございます。

できるだけバランスのいい議論を心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

前回の報告に加えて、今回は、消防団の存在意義・役割をきちっと整理していただいたということですけれども、これはとても重要なことで、消防団の必要性というところからスタートする必要がありますし、そのために消防団のさらなる強化が必要だという前提で、活動の在り方とかそういうところを考えていこうということですので、この存在意義を加えていただいたのは非常に分かりやすくなったのではないかと思います。どうもありがとうございました。

それでは、そのほかの委員の方、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【太田委員(竹内)】 東伊豆町の竹内ですが、よろしいでしょうか。

【室﨑座長】 竹内さん、よろしくお願いします。

【太田委員(竹内)】 資料の一部訂正をお願いしたいと思います。

まず、資料の1の当町の町長が前回のところでお話をさせていただいた中で、丸ポツの6個目の内容ですが、当町の消防団、ほかの都道府県も同じだと思うのですが、県の消防協会の中に各支部がございます。その中で今回、当町につきましては操法大会に出ないということで、その支部の中でいろいろと議論がありまして、その中で当町は操法大会に出ない、あわせて、操法に特化した操法の指導員を出さないということになったときに、支部のほうから一方的に、指導員を出さないのであれば、支部から脱退しなければならない旨の規定をつくられてしまったものですから、ここには当町が参加しないから自動的に出られるよう、脱退するという手続が取れるようにしたというのがあるのですが、手続が取れるようにしたというのではなくて、一方的に当町が組織から出るような位置づけをされたものですから、少しそれに対しては県の消防協会とも話をしまして、その辺は改正をしていただきたいということを常々言ったのですが、いまだに改正されておりません。

ただ、ここで一番問題になっているのは、操法大会が全てという考え方がやはりまだ先行しているのかなということで、当町はそういう形ではなくて、操法の意義は分かっているものですから、操法をきちんと各自の団でやった中で、資料にもあります、署隊との連携訓練、地域との連携訓練を重要視した体制づくりというものを進めていくという考えでやっておりますので、その辺、少し見直しをしていただければなというふうに今は考えておるところです。

頂いた資料は、いろいろと細かく丁寧に作られておりますので、本当にこれは消防庁の皆様にはお礼を申し上げたいと思いますが、この中で少し気になった点が、操法の在り方につ

いて地方公共団体にある程度国のほうから通知を出したいというところがあったのですが、 操法そのもののやり方については、市町村がどうのこうのというよりも、大会を運営されて いる日本消防協会等から今年はこういう要綱に沿ってやりますよというものが来ておりま して、それに基づいて各消防団がやっているものですから、あくまで都道府県、市町村がそ れに準じてやりなさいよということをやっているわけではないものですから、この辺が都 道府県、市町村に対して通知を出して、どこまで変わるのかなと。どちらかといいますと、 ここにもありましたように、日本消防協会と消防庁のほうで全国操法大会の在り方という ものをきちんと検討していただいた中で、本当に操法というものは大事だけれども、大会が 本当に必要なものかどうかとか、運営の在り方とかというものをしっかりと議論していた だければなというふうに思っております。

それと、私が前回お話をさせていただいたのですが、消防団については、やはりいろいろなところで重要性が増しています。この平成25年に制定された法律でもうたわれていますように、いろいろなものが今要求されています。そういう中で、何が必要なのかということ、どういうことをやったらいいのかということをもう少し、消防庁なり日本消防協会も含めてですが、市町村へ明確な指針を出していただければというふうに思っております。

そうした中で行きますと、操法大会というものがそういうものに代わって、こういう体制、 それから、訓練を行うことが必要ではないかというふうに意識も変わってくるのではない かというふうに思っております。

それから、平成28年に当町の消防組織が組合消防に変わった時点で、当町では消防団事務を執り始めたものですから、それ以前の流れは、どうしても消防本部を中心とした消防団運営となっております。この中にも書かれておりますように、消防団の扱う事務局が積極的な関わりということで、平成28年になってからは、当町が中心となって団改革を今進めているところです。

そういう中で当初は、今までとやり方が違うとか、古い体質を重んじる傾向があったのですが、当町の消防団につきましては、今、言われているように団員の負担を軽減しながらいかに消防力を高めるかということで進んでおりますので、そういうことを全国的にもまた進めていただければなというふうに思います。

前回お話しさせていただいたのですが、消防団に入ってもメリットがないという意見が よく団員から出ております。そういう中で、当町につきましては、これからの災害を想定し た中で、やはり消防団員にも技能を習得していただくことが災害時の防災対応の応急復旧 とか救助活動に資するものかなと思いまして、技能習得の要綱を作成し、今、運用しております。こういうことも全国的に進めていただければなというふうに思っております。

この6年間事務を行ってきた中で一番気になっているのがハラスメントに関してです。 今回の資料には記載がないのですが、古い体質、古い考えの中からハラスメント、要はパワハラですね。そういうものがまだそれぞれの団の中にはあるのかなと思っております。今、自衛隊につきましても、消防組織にしても、警察組織にしても、パワハラ、ハラスメントにつきましては、大変重要視した中で運営がされている。職員や隊員には教育がされていると思いますので、いまだ消防団についてはその辺が落ちているのかなというふうに思っておりますので、また、処遇改善の中にはそういうハラスメントについても記述をしていただければなと考えておりますので、よろしくお願いします。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

幾つかとても重要な御意見をいただいたんですけれども、最初に言われた議事録の件につきましては、多少誤解を生む表現になっているかも分かりませんので、これにつきましては、また事務局と竹内さんなりの間で最終的には議事録については調整していただければというふうに思っています。

それから、後段の消防団の活動とか訓練の在り方ですけれども、どういう操法の訓練をするとか、それ以外でも多様な活動のニーズが出てきているので、新しい訓練とか活動をしていかないといけないというところが共通している部分がありますが、そこについては、それぞれの消防団と市町との連携・協働の中で活動の中身は決めていく。ただ、一方で言うと、操法大会は日本消防協会と消防庁の連携の下にというか、日本消防協会が全体の標準的なマニュアルをつくっておやりになる部分でございますので、その辺はまた今度は、日本消防協会と消防庁あたりで、操法大会の中身については、そこでの協議が多分要るのではないかというふうに御意見を聞いていて思いましたので、これは私の意見でございますので、それぞれ今の竹内委員の御意見に対して何か御意見等ございますでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。あるいは、消防庁の事務局の方の御意見があればと思いますが。いかがでしょうか。

【秋本委員】 日本消防協会の秋本ですが。

【室﨑座長】 秋本委員、よろしくお願いします。

【秋本委員】 今日提出していただいた資料の作成については、消防庁の関係の皆さん大変御苦労いただいたと思います。いつもありがとうございます。

と思うんですけれども、少し率直な感想を申し上げさせていただいたらと思っております。団員確保が困難となっている事情につきまして、消防団側の問題がいろいろ取り上げられておりますが、言葉を選ばずにあえて申し上げますと、時代遅れの運営がされている、あるいは、現場活動の役に立つと思えないようなポンプ操法の訓練の負担などが重いといったようなことが強く指摘されているように思いますけれども、団員確保の最大のネックがここにあるというような印象を与えているようなんですが、こういう意見があるのでしょうけれども、これをそのまま受け止めて本当にいいんだろうか。これは消防団の皆さんにとって基本的な大事な問題であろうと思うんですけれども。

と申しますのは、消防団が団員の安全を確保しながらその使命を果たしていくためには、 組織としての一体性を確保しながら、そうした訓練を重ねて、技術的なことを体で覚えるく らいにしておかなければ危険だといったような思いから、御苦心、御苦労なさっている消防 団の方々がおられると思うんですけれども、そのような方々は今回のこの御指摘というの をどう受け止めておられるだろうかというようなことはちょっとまだ気になります。

また、操法の問題点が指摘されていますけれども、言わば命がけといってもいいような真 剣なお気持ちで努力を積み重ねてきた方々がたくさんおられますけれども、どう受け止め ておられるだろうか。操法についていろいろ御指摘があるんですけれども、そういういろい ろな御意見があるということを踏まえながら、今回、前年も今年も、全国大会は結果的には 中止ということにいたしましたけれども、その運営委員会や、あるいは、審判員の皆様とも 御相談をしまして、操法については、現場活動に直結する操法は従前どおりとする。パフォ ーマンス的な、あるいは、セレモニー的な動作については、将来の見直しに向けて検討する という方針を、協議をして定めまして、そして、関係の方々などによります協議を近々進め ていこうかというようにしております。

操法の在り方につきましては、このような基本的な在り方から十分検討する必要があるというのが一般的な考え方であろうと思います。操法大会につきましては、消防庁と日本消防協会が形としては共同主催ということになっておりますけれども、実際運営に当たりましては、今もちょっと申し上げましたけれども、大会の運営委員会ということで、例えば、関東ブロックでやるというときは、関東各県の消防協会の会長さん方に参加していただいて、運営の在り方を相談する。

ですから、今年なんかはコロナウイルス問題の中ですから、最初は思いっ切り人数を絞り込んで、でも、とにかく何とかやろうかといったようなことも途中まで考えたんですけれど

も、結論としては、それは難しいんだろうといったようなことでした。そして、その操法の 具体的な在り方については、今申しましたような具体的な検討というのをこれからしてい こうじゃありませんかということにいたしました。大会は中止ということになりましたの で、むしろ、この機会に操法の具体的な内容についての御協議、これも関係している方々が たくさんいらっしゃいますので、幅広くいろいろな方の御意見を伺いながら相談をしてい くということにしていきたいなと思っております。

今回の資料で、このような点についても、記述のウエートが高くなっているんですけれども、消防団員の確保ということを真剣に考えれば考えるほど、もっと幅広い視野の下に消防団の在り方についての真剣な検討をしながら、そして、一般の皆さん、それは企業の経営者の方、御家庭を守る方々など幅広いということになるんですけれども、皆さんに消防団のこと、これからの時代に消防団がますます重要になること、そのような消防団の全般的な認識の向上をもっと進めていただく、もっとよく知っていただくという必要がありますし、そのためには、具体的な活動を含めて、また、情報の受け手として想定される方々のお気持ちを察しながら、考慮しながら、様々な方法を駆使してPR活動、情報提供活動を展開しなければならないのではないでしょうか。

PRのことについて、今回も検討の資料の中にも最後のほうに触れていただいておりますけれども、これはもっと充実したものにしていく必要はないんだろうかといったようなことが、つまり、新たな工夫、実行といったものがもっと必要ではないのかなというような感じがいたしました。

消防団の具体的な活動について、これは具体的に各団でも工夫しているという例、部分的には取り上げられておりますけれども、それぞれ本当にいろいろ工夫していただいております。私どもが関係していることで申し上げましても、例えば、阪神淡路大震災の経験から、全国的な常備消防の応援体制として緊急消防援助隊を創設するというようなことをいたしましたけれども、消防団につきましても、消火活動と併せて、もっと救助活動を実施できるように、そのために可搬ポンプと併せて救助機材を搭載した消防団多機能型車両と称する新しい車を製作して、全国にお配りする。そして、消防団の救助活動についても、より活発化させるというようなそういう方向のことをいたしました。この種のことはまだいろいろあるだろうと思います。

実は、この新しい車両をお配りしたんですけれども、ある市町村では、これは女性分団に 管理してもらうということにして、ということは、女性団員の皆さんにもこの訓練をしても らうということにしたんですけれども、いろいろ聞いていますと、これがうまくいっている というようなことでしたので、全国の女性の皆さんの消防操法大会の際に、皆さんの前でそ の訓練の様子を御披露いただきました。みんな感心しました。

女性団員の確保についての御指摘もありますけれども、今後のさらなる増員ということを考えますと、各団で女性団員の方々に何をやっていただくか、これが大きな問題になってくるだろうと思います。今の比率、数からすると、これをもっと考えていくとなれば、これを避けて通ることはできないだろうと思います。

実は、前回、富山県で全国の消防操法大会をやったんですけれども、そのときに女性2人が主要メンバーとして出場された山口市の団が上位入賞を果たしました。これは結構大変な大きな話題になったこともあります。

私たちは2014年に世界初の女性消防団国際会議というのを東京で開催したんですけれども、中心の問題意識は、女性団員に何をやっていただくかということです。このときの会場には国内の女性の皆さん方にも相当多数参加をしていただきながら、みんなで議論いたしました。日本国内でも男女差は設けないという団も既に出始めています。このような基本的な問題についても、動向をしっかりと把握して、十分協議しながら、これからの消防団ということをもっと具体的に話を進めていくというようなことが必要だということが感じられます。

その他消防団の活動について、情報提供のことがございましたけれども、私ども日本消防協会のほうでは、消防団の皆様の研修の教材として、実は前回もちょっとお見せしましたけれども、実務必携という、これはかなり幅広く入れておりますので、情報活動についてとか、あるいは、地域の住民の皆さんとの接触の問題だとか、かなり幅広くいろいろなものをやっております。そして、さらに、現実の具体の活動として、こういう実例がありますといったようなことも資料としてお配りするというようなこともいたしております。

こういったような全体の状況を把握しながら、個別の問題、例えば、消防団活動として今後具体的にどう展開していくのか、幅広い多様な活動、多彩な活動、それに必要な多彩な人材、こういったことがより必要になってくるわけですけれども、そういう中で女性の皆さんの活動分野をどう考えるか。こういったことについての消防団の検討、協議、情報提供をどう充実させるか。こういったようなことについて、突っ込んだ議論が必要になってくるのではないかと思います。

ちょっと長くなり過ぎますので、もうやめますけれども、こういったようなことを詰めて

いくという過程で、いろいろな見方、いろいろな考え方があると思います。今日、いろいろ お示ししていただいていることというのは、果たして、そういういろいろな立場の方、いろ いろなお考えの方の御意見というのがうまく反映されることになっているかどうかという ようなことについて、ちょっとやっぱり気にならないわけでもないなというのが率直な感 じであります。ひとつ、いろいろな見方、考え方があるということを考慮しながら取りまと めていただくということがよいのではないかなというふうに思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

大きなフレームについては、多分、秋本さんと事務局との意見は相違がないように思います。それはまず、消防団の存在意義。この時代における消防団の重要性がどんどん高まってきた。一方では、消防団の取り巻く社会環境が大きく変わってきて、消防団に対するニーズも多様化してきているし、そういうニーズの多様化の中で、秋本さんが言われたように、多様な人材をしっかり確保していかなきゃいけないということは、当然、この今議論している情格になっているんだろうというふうに思っているところです。

そういうことを踏まえて、まさに広報だとか消防団に対しての理解の促進を図っていこうというところは、基本的なフレームとして間違っていないと思うんですけれども、ただ、今までの消防団の操法を中心とした訓練の在り方が、ややもすると、それが間違っているんだというような印象になってしまうと、今まで一生懸命消防団の活動の中身をつくってきた人たちの思いだとか、あるいは、今までの成果を全て否定してしまうといけない。まさにというところの御指摘は、できるだけ多くの皆さんの意見を含めて、そこは皆さんの意見でしっかりその辺の在り方なり方向性は見いだしていかないといけない。多分そういうことだろうと思いますので、とても重要なところなので、ほかの方の御意見も伺えればと思います。

【秋本委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

まさに室崎先生がお話をしていただきましたように、これまでの長い消防団の歴史の中で、あるいは、地域を守る活動を、いかに使命を果たしていくかということの中で消防団の運営をされてきた方というのは、大変な苦労をされてきた。そして、そのことが地域の安全につながってきているという面が多々あるんだろうというふうに思います。そういった中で積み上げてきたものというものをどうこれからの時代に生かしていくかという視点。それらを合わせた検討というのが必要なんじゃないだろうか。

したがって、操法についてのいろいろな問題があるということの指摘がたくさんありますけれども、これは操法そのものを無視するということにはならないだろうと思いますし、前回もちょっと申し上げましたけれども、消防団でいろいろな新たな取組をしているということの御紹介がありましたが、そういったところでも操法というものを全く無視するということではなくて、地域の消火活動ということを考えると、これはやっぱり無視できない。それはそれで訓練しておかなきゃいけないというものがありながら新たな活動をしているというのが実態だろうと思いますので、その辺のところを、くどくどと申し上げて恐縮ですけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【室﨑座長】 どうもありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の方の御意見も伺いたいと思いますので、いかがでしょうか。

【重川委員】 室﨑先生、よろしいでしょうか。重川です。

【室﨑座長】 重川先生、よろしくお願いします。

【重川委員】 よろしくお願いします。

まず、秋本委員がおっしゃったとおり、これだけたくさんの意見をおまとめいただいて、 短期間で複数回検討会を開催していただいて、事務局の方に感謝申し上げます。御苦労さま です。

まず、最初の今回の消防団の存在意義・役割というところを少し考えてみたんですけれど も、資料3の4ページのところに地域の総合防災力を示す絵があり、消防庁さんはこの絵を よくお使いになるというお話なんですが、私の個人的な見方としては、消防団というのは自 助と公助の間をつないでいるのではなく、私は公助だと思っているんです。共助というのが、 多分私もそうなんですが、自主防災組織とか、婦人防火クラブとか、あるいは、防災士の連 合とか、自分たち以外の人のためにというところが共助なのかな。

そうやって見ていくと、消防団の存在意義、この資料のちょうど7ページに南あわじ市の 避難誘導の奏功事例が出ています。それから、同じく平成30年の7月豪雨で、これは愛媛 県の西予市なんですが、上流の野村ダムの緊急放流で犠牲者がたくさん出たんですけれど も、このときに肱川沿いの住民の方、避難のきっかけは消防団員が避難を勧めたからなんで すね。緊急放流の時間が早まっている、ぎりぎりのところで町役場から団の人にやはり回っ てくれという依頼があって、本当に命懸け。あとちょっと遅れれば団員も住民もというぎり ぎりの状況の中で団員が回られたために、大勢の方が助かっています。消防団員の指示で逃 げたんだという人が避難した人の7割なんです。 南あわじ市の例を見ても、この西予の例を見ても、それから、東日本大震災のときの津波の被災地の例を見ても、団の方たちのおかげでどれだけたくさんの人が命を救われているか。一方で、本当に命がけで活動してくれている団の人がどれくらいいらっしゃるか。はっきり言うと、こういう現場は常備消防の人はいないんですよ。団員なんです。常備消防はそこまで人数はいませんし、地域を回って一軒一軒ドアをたたくなんてことはできていないんです。

そうなってくると、私はこれは公助以外の何ものでもないな。前から言っているとおり、 時と場合によっては、常備消防よりも危険な場所で重要な役割を果たす。だから、消防団員 の存在意義、あるいは、私たちにとって今、消防団の方たちに一番大きくお世話になり、助 けていただいている部分は何かといったら、命に関わるところで最前線で動いてくださっ ている。やっぱりここかなというふうに思います。

ただ、それを今の条件で、今の時代に、消防団の方にお願いしていいかどうか。それはまた議論が必要ですが、これも前言ったんですが、今の条件、すなわち、あまりにも装備が手薄である。常備消防……。

【名越室長】 すみません。重川先生、ちょっと音声が途切れたみたいなんですが。

【重川委員】 技術なり訓練を受けていない……。

【名越室長】 重川先生、すみません。一部、音声が途中で途切れてしまいましたので、 ちょっと聞こえなかった部分があったので、もう少し前からお話しいただいてもよろしい でしょうか。

【重川委員】 いつぐらいから聞こえていませんでしょうか。

【名越室長】 装備が必ずしも十分ではないというあたりの後ぐらいから、ちょっと音声がしばらく途切れていました。

【重川委員】 分かりました。ちょっと前ですね。分かりました。

通信とか、あるいは、水害時のボートとか、ウエットスーツとか、ありとあらゆるものが 常備消防よりは非常にまだ不十分である状況の中で、それだけの役割をしていらっしゃる。

それから、訓練の在り方をどうすべきかというところで、操法も訓練の1つであって、例えば、消防学校で初任の隊員が受ける幾つもの項目がありますよね。基本的には、それと同じレベルとはいかないんですけれども、項目的にはそういった項目をきちんと知識や技術を学ぶ。それがあって初めて、冒頭申し上げたようなことをお願いしてもいいんじゃないか。言い換えると、それをきちんと消防団の方たちに教育研修、あるいは、装備の貸与なしに、

こういうことをお願いするのは申し訳ない。あるいは、団員の方たちの危険が高過ぎるというふうに思っています。

そうやって考えていくと、もう一つ、規律の問題が議論されているんですが、命を懸ける 現場というのは、絶対に規律が必要で、指揮命令系統が乱れるとかえって団員の方に危険が 及ぶと思っています。普段できないことは災害時には絶対できないとよく言われています から、そういう危険な活動を伴う場合には、厳しい規律訓練、あるいは、厳しいというか正 確な消火訓練とか救助訓練とか技術を学ぶ。そういうことが必要なんじゃないかなという ふうに思います。

毎回申し上げていることと同じなんですけれども、改めて、存在意義と訓練の在り方と、 あるいは、装備なんかを含めて、団員のいろいろな条件向上というところを強くお願いした いというふうに思っています。

以上です。失礼いたしました。

【室﨑座長】 どうもありがとうございます。

重川委員の言われた、消防団の意義の部分だとか、基本的な基礎的な素養と規律をきちんと確保しないといけない。そのために、団の装備等についての改善を図らないといけないというのは、それはそれでとても重要なところなので、それも少し言葉の足りないところは補っていただければいいと思います。

ただ、最初に言われた、この図の中で、消防団のところに共助の網がかかり過ぎているというか、図の表現がちょっと、消防団は基本は公助であるというところは御指摘のとおりだと思いますので、この図の書き方は少し検討していただいたほうがいいのかもしれません。どうもありがとうございます。

【重川委員】 先生、申し訳ないです。もう一点だけ補足でよろしいでしょうか。

【室﨑座長】 どうぞ。

【重川委員】 すみません。今、室崎先生がおっしゃったようなことを私は強調したんですが、実は、機能別の消防団とか、まさにここの共助の部分ですね。そもそもの公助的な、常備消防を補うという言葉が使われますけれども、常備消防と等しく、あるいは、それ以上に頑張る公助の部分とともに、それから、地域での防災訓練とか、そういった共助の部分、機能別の部分、そういったところももちろんある。重要だと思っています。

ただ、資料にも出てきたように、じゃあ、夏祭りの警戒とか、それ以外の部分ですよね。 ここまで消防団にお願いするべきなのか、ここは民間に業務委託を出してもいいんじゃな いか。そういったところは、私もこの共助の部分からは切り離して、共助とはいいながら、 消防団にお願いすべきなのは何なのかというところは、見直しが必要というふうに思いま す。

以上、補足です。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、御発言よろしくお願いします。いかがでしょうか。

【石橋委員】 よろしいでしょうか。

【室﨑座長】 はい。

【石橋委員】 千葉の石橋でございます。

いろいろ資料を作っていただきまして、ありがとうございました。

操法ということで大分書かれておりますけれども、ただ、1つ言えるのは、操法ということで、我々が加入促進に行ったときも、断られる1つの理由にされるという可能性もございます。操法はどうしても消防団にとっては大切な技術の習得の場であるというふうに思っておりますので、両輪で行っていただければ幸いに思うところでございます。

大切なのは、この課題は消防団員の加入ということで捉えるならば、地域に密着した消防 団であって、地域から消防団員に入るように勧めていただけることも大切な要件じゃない かなというふうに思っているところでございます。

そういう中で1つ、ある町会に行きますと、うちは自主防災組織があるから、消防団に入る年齢の人がいないよというような断られ方をするんですけれども、それらについては、機能別とかいろいろな対応を考えながら、消防団というのはこういう組織だというようなことを説明しながら、両輪でやっていただけるように自治会に対してはお願いをしておるところでございます。

また、操法につきましては、私個人的には大切な場である(と思っています)。いうことはなぜかというと、各消防団の情報の交換の場にもなるんじゃないかと。技術の習得はもちろんのこと、地域のこと、それから、消防の取扱い等々についても、話し合う場が大切じゃないかというふうに(思っています)。ただ、訓練が限定された中でやられるということが消防団員の新規加入には厳しい状況になっているのかなというふうに思っているところでございます。

それから、最初のネガティブ (イメージ) が定着しているというようなことでうたわれて おるんですけれども、私個人的な考えで言うなら、これはかなり古い時代の言葉じゃないか なと。私が消防団をやっていた、20年前ぐらい(の話です)から。(今は)そういうものに対しては捉え方が違うんじゃないかというふうに思っております。ただ、基本的に、消防団員は地域に必要だということを認識しているんだけれども、そこに人がいない。若年層を何とか入れようとしましても、職場が東京に変わっているとかいうような形態になっておりますので、非常に厳しい中でございます。けれども、新しい人たちには消防(団)というものの重要性、また、災害におけるリーダーとして必要な人だということを我々は声を大にして言わなくてはいけないのかなというふうに思っているところです。

ただ、1つ残念なのが、まだまだ広報活動、消防団の意義についての理解が得られていない面があるのではないかなと思っています。1つの例で言えば、ある大きな災害に行くと、地元を熟知したのは消防団であると。隣のおじいさん、おばあさん、それから、火災現場、避難場所で近々で行けるところ、(これらすべて)を知っているのは消防団だということです。ただ、そのときにはテレビクルーがいませんから、テレビクルーが行ったときには、警察、消防職員、自衛隊等々が映って、おまえら(消防団)はどこで仕事をしているんだというようなことをたまに言われるときがあるんです。(テレビクルーが行く前)に我々は地域に密着した行動を取っているんだよというような話をしているんですけれども(十分理解が得られていない)。

そういう意味合いの中で、市民に国民に親しまれるような広報活動、また、消防団というのはどうしても必要なものであるというような端的に分かりやすい広報活動をしていただけるようにお願いをしたいと思います。

また、学生消防団についても、過疎地域においては大切な学生消防隊であるというふうに 認識をしながら、今、学生消防隊をつくっていただけるように各大学にはお願いをしておる ところでございます。

まとまりませんけれども、何とか消防団員がより以上増えることに意を砕いていきたいと思いますので、御指導のほどお願いをしまして、一言述べさせていただきました。 ありがとうございました。

【室﨑座長】 どうもありがとうございます。

幅広い住民が参加できる活動環境をつくることと、それから、地域住民に信頼される消防 団の広報活動、加入促進のところをもうちょっときちっと強調したほうがいいのではない かというような御意見にも伺いました。どうもありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

【小出委員】 市原市の小出です。よろしいでしょうか。

【室﨑座長】 小出さん、どうぞよろしくお願いします。

【小出委員】 まずは、第5回のときにも発言をさせていただいたんですけれども、消防 団の意義をもっと鮮明に打ち出すべきというお話をさせていただいたんですが、それにつ いても、しっかりと存在意義・役割ということで整理をしていただきまして、心から感謝を 申し上げます。

それで、今回の第6回の前に本市消防団との意見交換をさせていただきました。その中で 出た意見を踏まえながら発言をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいた します。

まず、今回会議の論点として、1つ目として、団運営の在り方の見直しでいうことなんですけれども、これについて本市の取組としましては、市民の防災を身近に感じてもらう目的で、これは平成30年度に開催をいたしましたが、「いちはら防災100人会議」というものを開催いたしました。それと、自助・共助による自発的な防災活動等について策定を開始しております。これは地区ごとに定める地区防災計画も、今、作業をしているところなんですけれども、ここにまさに地域防災力の要である消防団に参加をしていただいておりまして、公助を担いつつも、共助の一翼を担っていただいている状況であります。

ですから、現役の消防団というのは、市原市におきましては、高い意識を持って消防団活動に取り組んでいただいているものというふうに思っております。そういう中で、消防団が消防団活動に対して負担に思うか、やりがいに思って参加しているかということが、大きな差があるところだというふうに思っております。

そういう中でいろいろな取組をしているわけなんですけれども、特に若い団員からの意見を反映させたいという思いで、団員個々からの質問や要望を受けるために、市原市消防団員の専用メールアドレスを公開しております。ここについて幾つか意見、質問等が入ってきているんですが、ありがたいことに、苦情は1つもいただいていないという状況であります。次に、消防団自身の在り方の見直しということ。これも消防団のほうからも意見があるん

次に、何的回自身の任り方の見直しということ。これも何的回のはりからも息見かあるんですけれども、実災害に即した訓練の導入をしてほしいということで、今年度から、高層階での放水訓練、ロープでの結索訓練、情報伝達訓練などを導入していこうというふうに思っております。

それと、これもいろいろな意見が出ているんですけれども、入団のメリットですね。現役 の消防団じゃなく、新しく入ってくる募集をしたときに、メリットということも大事だろう というふうに意見もいただいて、これも以前から出ている税制の優遇であったりとか、今回 出たのは、世帯の町会役員。これは核家族化が進んでいる中で、消防団員もやりながら町会 の役員もやらなければいけない。そうすると、負担が倍増するので、その辺の町会役員の免 除なども設けたらどうだろうという意見もいただいたところであります。

それと、操法大会の在り方の検討ということでありますけれども、これについても、操法 につきましては消防団にとって欠くことのできない基本であるというふうに考えておりま す。ただ、これも意見として出たのが、消防操法競技。これは順位の位置づけとして行うこ とによって、選手に負担がかかることから、発表会形式で行う、そういう検討もしたらどう かという意見もいただいたところであります。これにつきましても、行動様式の細部精査に つきましては、専門的立場という観点から全国大会で審査を行っていただいております学 校教官などに検討してもらってはどうかというふうにも思っております。

次に、被用者の入団促進ということでありますけれども、本市の消防団協力事業所、これは本年4月現在で28事業所ありますけれども、これについても、メリットはどういうことかとなったときに、市町村単位で協力事業所に対してメリットというよりも、消防団協力事業所に対して全国統一のメリットを調節できないものかとも思っております。

人材確保という意味での学生の入団促進ということでは、市原市には帝京平成大学という大学がございますので、今、そことはアンケートをいただいたり、調整中ではありますけれども、これについても、学生消防団員認証制度を創設して、そこにしっかりと魅力発信を行うことによって、団員確保に努めていきたいというふうに思っております。

重ね重ね、度々意見を申し上げているところに整理をしていただいて、御回答いただいていることに心から感謝を申し上げます。以上です。

【室﨑座長】 小出委員、どうもありがとうございます。

それぞれの項目について非常に重要な御指摘、アドバイスをいただけたと思います。 どう もありがとうございました。

それでは、まだ御発言いただいていない委員の方もおられますので、鳥取市の安達さん、 いかがでしょうか。

【安達委員】 安達です。御発言よろしいでしょうか。

【室﨑座長】 はい。よろしくお願いします。

【安達委員】 少し古い資料になりますけれども、実は、鳥取市のほうで平成23年度、24年度に鳥取市の若者向けのアンケートを取られたそうで、今回、アンケート結果をいた

だいてきました。その中でも操法に関してのアンケート結果というのが出ていまして、男性の中でも練習が多くて参加していない分団というのもあるそうで、やはり、仕事との兼ね合いということが理由として挙げられているそうです。特に男性は、朝の早い時間での練習がとても多いので、その辺でやはり大変なのかなというふうに思っています。

鳥取県のほうでも、操法に関して力を入れているところ、入れていないところという団の 差が激しいのかなというふうに感じていますので、操法大会の練習のやり方、それから、大 会の有無のほうも検討していく必要があるのかなというふうに感じております。

鳥取市のほうでは毎年、鳥取市の花火大会の消防ボランティアに男性は参加していますけれども、地域の方の消防(団)のイメージというのが悪いというふうにアンケート結果にも出ておりましたので、そういった花火大会の消防ボランティアという、地域の活動にももっともっと出向いていって、消防のイメージを良くしていく必要があるのかなというふうに感じています。

私も女性分団のほうに入っていますので、女性の視点からちょっとお話をさせていただきますけれども、女性団員の確保については、私の団は子どもさんがおられる団員がいますので、休日の分団のほうの行事というのも結構多いです。そういった場で子どもさんも連れてきてもいいですよというふうな感じで団員の中で皆さんが理解をしています。

例えば、消防団の劇の子供役で参加をしていただくとか、操法大会の練習は夜になりますけれども、子どもさんも一緒に連れてきていいというふうに皆さんに話をしています。女性の視点に合ったやり方というのも取っていく中で、団員一人ひとりが子どもさんと一緒の活動をお互いに理解をし、広報活動の中で紹介をしながら、女性団員の確保につなげていけたらいいのかなというふうに感じております。

【室﨑座長】 どうもありがとうございます。

最後に言われたことはとても重要で、一人一人の団員の思いというものをとても大事にするのと、それから、私は女性消防団員の活動を見ていると、紙芝居を作ったり、演劇をしたりとか、いろいろな創意工夫というのは女性団員のところのほうがどんどん出てきているような気がするんです。新しい訓練の形態みたいなものを団員みんなでどんどんつくり出していく。その中で団員自身の能力アップにつながるような、そういう新しい分野の開拓というのは多分必要だろうなというのが1つですよね。

もう一つは、それをやり過ぎると今度は、今、とても過重な負担がとんでもなく消防団に 多くのしかかっているので、その過重な課題の交通整理をどうするのかというところは多 分必要だろうというふうに思っているところです。

3点目、申し上げると、交通整理をしようと思って、じゃあ、今までの非常に基礎的な訓練の操法が要らないかというと、そういうわけではなくて、基本的な操法こそ、基礎的で規律の問題だとか、基礎的な技能の習得に欠かせないので、本当にそういう基礎的な部分と新しく今まさに社会的に必要がある部分のバランスの取り方みたいなものを問われているんだろうというふうに思っています。

個人的なことをたくさん申し上げましたけれども、まさにそういうところを、今回の検討の中でもそうだし、それから、先ほど、小出委員も言われましたけれども、若い団員の意見などもどんどん聞いていって、具体化していくということが必要なような気がいたします。どうもありがとうございました。

【髙田事務官】 失礼いたします。事務局です。室﨑座長、山内委員が発言を希望されて おりますので、よろしくお願いいたします。

【室﨑座長】 すみません。山内委員、よろしくお願いいたします。

【山内委員】 京都市消防局の山内です。

まず、操法は消防団の基本という御意見があるのは、基本的には訓練が消防の基本です。 その中で操法がなぜ取り沙汰されるかというのは、我々常備消防の隊員は、操法を最初にやって、いろいろな訓練をしていくんですけれども、操法を通じて基本を学んでもらうのに、消防団の方は伝令員として何回か往復しないと、体力がなく現場では駄目とか、放水での圧力で筒先を離すと現場では駄目というような鍛える部分と、大会に出ることによって結束力とか、団結力とか、達成感を高める、人を成長させるという、そういう本来の競技の目的があるので、操法を命がけでやっておられる方々の意見があると秋本会長から御発言があったが、しっかりその辺を踏まえて見直しをしていただいたらと思っております。

資料のほうにつきましては、先ほど、東伊豆の竹内課長のほうから言われたことと同感なんですけれども、この20ページ、国が改めて周知徹底するということに対しまして、やはりそれだけで本当に各自治体が改善できるのかという点があります。とりわけ22、23ページの「全国消防操法大会は日本消防協会・消防庁において、都道府県や市町村の操法大会は各主催者において、適切なあり方を検討すべきではないか」なんですが、順番で言えば、できれば、全国消防操法大会をまずは消防庁、日本消防協会で議論していただいて、そこからこう変わったよというのがありがたい話かなと。それを待たずしても検討されているのかもしれませんが。

先ほど秋本委員からも御苦労なさっている話というのは、よくよく私らも当事者又は行政の主体では、やっている趣旨からすると、なかなかいっぺんに見直すというのも現実的なこともありますが、今、日本消防協会で御検討されているということであれば、しっかりその辺を見直していただいて、とりわけ23ページにあります1から5、これは、かかとをそろえるとかそういう安易なことから、競技のタイムを計るとか、根本的な問題も含めてしっかり議論をしていただいて、そして、検討していただいたものをやる。できれば、100%見直すのか、まずは、日本消防協会と消防庁が主体的に検討していただいて見直せる範囲で見直す、2、3年たって、昭和30年の通知にある、「いたずらに出場隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議を醸すことがないよう」とか、「マンネリ化しない」とか、「多額の経費がかからないようにすること」ができていないんですから、変わったことで、本当にそれが改善、実行できたかということは、2、3年には必ず見直すということを御検討していただく必要があるのと。そうでないとどうなのかというのがあります。

ちなみに、先ほど消防庁の12ページに年間活動にあるとおり、大変長く活動をしているというのに数ヵ月にわたる訓練のことがあります。京都市の場合は、参考ですけれども、消防団が200分団ぐらいあるんですけれども、行政区が11ありまして、その行政区の代表になるのは輪番なんです。だから、20年に1回ぐらい出場に当たったときは、行政区の代表なので、物すごく頑張るんです。それ以外は普通に研修をしたり操法を含めた訓練をされている。毎年になるとかなり負担もあるので、それはここで議論する話ではないのかもしれませんけれども、全国の操法大会がなかなか変えられないのであれば、地方の大会は、選抜じゃないですけれども、そういういろいろな選択肢もあって、全国の大会を守っていくいろいろな手段もあると思いますので、御検討していただいたらと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

総合的な視点から御発言いただいたと思います。どうもありがとうございます。

引き続いて、まだ言い足りないところとか御意見があろうかと思いますので、ほかの委員 の方、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

【秋本委員】 秋本ですけれども。

【室﨑座長】 秋本さん、よろしくお願いします。

【秋本委員】 今日、この間からずっと議論いただいている1つ1つの問題、各論、これはこれで大事なんですけれども、全体として、総体として、消防団というのをこれからどん

なふうに持っていくのか、どういう位置づけをしていくのかといったような視点というのがあって、そうすると、その中で各論にも触れていくといったような形というのが本当はもっとあるんじゃないかなというような意味で言いますと、法律もつくっていただいたわけですけれども、地域防災力ということを大きな中心課題にする。その中で、消防団というのは、その地域の自然的・社会的条件に応じながら防災・減災の中心的な役割をしていくといったようなことを総体的な、全体的なイメージとして持ちながらいろいろな各論に入っていくといったような感じ。

そうすると、例えば、消防団の詰所というのは、もともと消防車両の車庫ぐらいから出発 していますけれども、あれをせっかくですから、地域の防災コミュニティーセンターといっ たようなものに位置づけをしながら、消防団の皆さんが地域の皆さんと一緒になって地域 を守る。だから、公助・共助・自助というよりは、総参加、総活躍の総合協力の中で地域を 守る。その中で消防団がどういう役割を果たしていくか。

そうすると、その中で情報関係だとか、それから、地域の中のいろいろな防災関係についての装備も、これも平成26年に消防庁で消防団の装備についての基準を大改正していただいたんですが、実は、あの大改正をしていただいたその後どうなっているかというのをフォローしていきますと、やっぱりどうしても情報関係であるとか救助関係であるとかといったようなものの整備はまだ遅れているという感じです。

そういう地域の防災力を強化するその中核というようなイメージの中で消防団の在り方というものを議論していって、各論もやる。少年消防クラブといったもの、これは地域の中の将来のことを考えると非常に大事なものだと思うんです。そうすると、高校生というのも、それはもちろん大事ですけれども、どちらかというと、少年消防クラブ全体をどうしていくかという視点を持っておかないといけないんじゃないか。そうすると、幼児から始まるかもしれませんが、少なくとも小中といったような子たちがいろいろな活動をしていく。それに常備も団も協力していく。その中で団の皆さんの役割というのが出てくるといったような、何か各論に入っていって、操法の話ばかりというような感じになってしまうと、今、せっかくこういう議論をしているときに、消防団、あるいは、消防全体のこれからの展望といったようなものがどこかに逃げてしまうということもどうかなと。

例えば、機能別の消防団というのも、これはこれで大事で、私も仕組みを導入するときに は関わりをもって、大事だと思うんですが、やっぱり基本になるのは一般の消防団員、基本 消防団。これをどう確保していくかというような視点というのを基本に据えていかないと、 機能別ばかりが増えたって、これは限界が出てくるんじゃないかといったような、要するに、 消防団の全体としてどう見るかといったようなことの観点というものを基本に据えながら の議論をしていくというようなことを、せっかくのこういう機会ですから、もっとあっても いいんじゃないかということになると、それは地域防災力の中核としてといったことにお のずからなってくるのかな。そうすると、そこからいろいろな発展が出てくるんじゃないか というような気もいたします。

何回も発言して申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

【室﨑座長】 どうもありがとうございます。

とても重要な視点だというふうに思います。そういう総論をしっかり組み立てるというところで、消防団の存在意義というところも今回は詳しく触れていただきましたし、それから、消防団をめぐる環境の変化というところで、社会的なニーズが大きく変わってきて、その中で、地域の中での存在価値だとか役割とかというものも変わってきているんだというところをしっかり押さえた上で各論に入るというような御指摘は、そのとおりだと思います。多分、その中で、消防団を中核とした地域の防災力、充実強化に関するという視点をもうちょっとしっかり書き込めということかもしれませんし、そういう点からしっかり議論しろと言う御意見かもしれません。どうもありがとうございました。

それでは、そのほかの委員の方で、なお言い足りない点がございますでしょうか。

【竹内課長(太田委員代理)】 東伊豆の竹内です。

【室﨑座長】 竹内委員、よろしくお願いします。

【竹内課長(太田委員代理)】 先ほど自分が申し上げた中で、皆さんからは、操法というものは必要でないという意見は、全くこの検討会の中では出ていないと思うのです。要は、大会の在り方が今の消防団の主要事業になってしまっているというところが問題だということだと思っております。それに加え、先ほど、消防団活動で当然規律、指揮命令系統がしっかりするということは大変重要だと思うのですが、それを履き違えて、先ほど私が申し上げましたように、ハラスメントがまだ起こっているということも見過ごさないほうがいいのかなと思っております。「昔ながらの消防団というのはこうあったんだよ」というのは、なかなか抜けていないというところがあります。

今、当町の地域の消防、先ほど言った支部の中でも、操法をやめるという判断を町長がしたときに、支部のほかの市町の団長からは、当町の団長に対して、職を辞する覚悟で町とやり合えとか、そういう操法を重要視するような意見まで出ているのです。ですから、そうい

ったことが、まだ脈々と受け継がれているということが少し消防団に入りにくくしている というところもあるのではないかと思っております。

すると、前回も申し上げましたが、当町につきましては、どうしても消防団員が町外に出ております。そうすると、なかなか町外の方々が地元の中に入れるのかというと、企業の理解がなかなか得られないというところがあるものですから、その辺の企業の協力、理解というものを国で何か制度等を創設していただいて、消防団員になりやすい環境をつくっていただければなというふうに思います。

なかなか、個々に行きますと、消防団というものに、皆さんの中では消防団の役割とか位置づけがあまり明確ではないとか、認識されていないということがあるのですが、当町は田舎なものですから、その辺については、理解はある程度されていると思います。ただ、職場の問題というのはどうしても解決できない話ですから、その辺を何かしら担保できるものがあればなというふうに思っております。

以上です。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

じゃあ、今までの意見を踏まえて、事務局のほうから御意見なり御発言ございますでしょうか。

【事務局(名越室長)】 よろしいでしょうか。

【室﨑座長】 どうぞ。

【事務局(名越室長)】 地域防災室長の名越と申します。本日に限らないんですけれども、本当に委員の先生方におかれましては、非常に精力的に消防団について御議論いただきまして、ありがとうございました。

前回と今回の議論の中で、改めて消防団の役割だとか意義を再確認する、それをしっかり 知らせるということが消防団への理解につながっていくということになるのかなというふ うに思いましたので、そういった部分をしっかりと強調していきたいなというふうにまず 考えております。そういった中で、消防団全体としてどういうふうにあるべきかということ をかなり多くの論点が今日も出てきたのかなというふうに思っております。

本音の部分で申しますと、そういったことを網羅的にしっかりと議論していきたいなというふうな気持ちもあるんですけれども、2年連続で1万人以上減少していて、今年の令和3年4月1日現在の団員数というのは、まだ出てはいないんですが、恐らく減り幅は加速し

ているというふうに、コロナの影響もございますので、そういうふうに予想しているところ でございまして、消防団の入団促進だとか、この状況の改革というものは本当に喫緊の課題 なのかなというふうに思っておりますので、まずは、私たちもいろいろな直接消防庁に寄せられる声もございますし、マスコミの報道だとかもあります。また、国会でも、特に操法大会の問題とかもかなり今回の国会では2回か3回にわたって聞かれるというところで、細かな論点を全て議論するということは大事だなと思いつつも、世の中で多く指摘されているという部分にまずフォーカスして、こういうふうにやるべきだと言っていくことが大事なのかなというふうに思っておりまして、次回、第7回の日程、まだ2つ日程を取っていただいておりますけれども、次回は報告書的なものの形をお示ししたいなというふうに思っておりますが、全体的な議論を、繰り返しになりますけれども、しっかり書き込んだ上で。ただ、個々の項目になりますと、世の中で多く言われている部分をかなり強く強調する形でお示しする必要があるのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、第5回、今日の第6回の議論を踏まえて、御指摘いただいたことを 十分に反映した形で次回の第7回もお示しして、議論させていただければと思っておりま す。

すみません。十分な意見というか、考え方の整理になっているかどうか分かりませんが、 事務局としては今そういうふうに思っているというところでございます。よろしくお願い いたします。

【室﨑座長】 どうもありがとうございます。

また精力的に、今日の様々な御意見を踏まえて、報告書の内容を詰めていただかないといけないんですけれども、そのプロセスの中で、場合によっては各委員の皆さんの御意見も次の第7回で直接議論するというよりは、そのプロセスでも各委員の御意見もよく聞いていただいて、まとめていただければありがたいなという気もいたします。またこれも、時間の問題もございますけれども、できるだけ皆さんの意見を反映した形での報告書がまとめることができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

まだ少し時間がございますけれども、各委員の方でなお何か御発言ございますでしょうか。

【太田委員(竹内)】 すみません、度々。東伊豆の竹内です。

【室﨑座長】 竹内さん、よろしくお願いします。

【太田委員(竹内)】 先ほど、重川委員のほうからもありましたように、消防団の装備

がまだ脆弱だということで、それに関しましては、当町の町長からもありましたように、国の財源措置というものが大変重要になるかなというふうに思っております。市町も消防団員にそういう装備を十分に整備したいという努力はするのですが、何分、去年からのコロナ等々で財源がどうしても逼迫しているというところがありまして、その点については、また、国の支援というものが消防団員の装備の充実につながるのかなというふうに思っておりますので、その辺もまた国のほうにはお願いをしたいというふうに考えています。

以上です。

【室﨑座長】 どうもありがとうございました。

まだまだ言い足りないところはあろうかと思いますけれども、ほぼ私に与えられた時間 が参っておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【高田事務官】 室崎座長ありがとうございました。委員の皆様方も活発な御議論をいただき、ありがとうございました。次回の日程や開催方法につきましては、また事務局から改めて御連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第6回消防団員の処遇等に関する検討会を閉会いたします。 本日はありがとうございました。

以上